

書類の説明

《内容説明》

- ・覚醒剤原料を廃棄しようとする場合

《提出書類》

- ・覚醒剤原料廃棄届

《留意事項》

- ・覚醒剤原料を廃棄しようとする場合、県職員の立会が必要です。
- ・届出者は開設者であり、開設者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称及び代表者名）を記載してください。ただし、開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載しても差し支えありません。
- ・開設者が死亡又は法人が解散した場合は、相続人又は相続人等が届出を行ってください。
- ・覚醒剤原料廃棄の担当者名と連絡先を必ず記載してください。

※処理欄

覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の13の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

長崎県知事

様

| | |
|----------------------|--|
| 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量 | |
| 廃棄しようとする施設の所在地及び名称 | |
| 廃棄の日時 | |
| 廃棄の場所 | |
| 廃棄の事由 | |
| 参考事項 | |

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 申請者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及び数量を、その他にあつては一般名称及びその数量を記載すること。
- 5 ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄